

買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等について

平成18年 3月29日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

近時、株式持合いの解消による安定株主の減少等の経営環境の変化等を背景として、買収防衛策に対する市場関係者の注目が急速に高まっている状況下、当取引所の市場においても買収防衛策の導入事例が生じたほか、平成17年5月には経済産業省、法務省により「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「買収防衛策指針」といいます。）が公表されるなど、関係各方面における議論も活発化してきていることから、今般、買収防衛策の導入に係る適時開示をはじめとする上場制度の整備を行うこととします。また、定款の記載内容が株主・投資者の投資判断に与える影響の大きさに鑑み、定款の変更に係る適時開示の制度を整備します。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 定義	<ul style="list-style-type: none">・「買収」とは、会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいうこととします。・「買収防衛策」とは、株式会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等により自己に対する買収の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいうこととします。・「導入」とは、買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいうこととします。・「発動」とは、買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいうこととします。・「廃止」とは、買収防衛策として発行された新株又は新株予約権を消却する等導入された買収防衛策を取り止めることをいうこととします。	<ul style="list-style-type: none">・「買収防衛策指針」における定義と同じ定義としています。・いわゆる「平時」における買収防衛策を想定しています。

項 目	内 容	備 考
2. 適時開示	<ul style="list-style-type: none"> ・買収防衛策の導入又は発動に伴う新株又は新株予約権の発行については、発行価額の大小にかかわらず開示を要することとします。 ・買収防衛策の導入に伴う新株又は新株予約権の発行の開示にあたっては、買収防衛策導入の目的、スキームの概要（特に発動・廃止の条件や買収防衛策の合理性を高めるための工夫）、導入に係る手続及び日程、買収者出現時の手続及び株主・投資者に与える影響といった事項についての開示を求めることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の基準では、新株又は新株予約権の発行価額が小額である場合には、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして開示を要しないこととしています。 ・いわゆる事前警告型や条件決議型の買収防衛策など、導入時点では新株又は新株予約権の発行を伴わない買収防衛策の導入についても、当該情報が投資者の投資判断に著しい影響を与えない場合を除き、適時開示を求めることとします。
3. 上場審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式として備えるべき基本的かつ重要な権利が著しく損なわれる状態にあると認められる新規上場申請会社株式の上場を認めないことを、上場審査基準における適格性の要件として明確化します。 	
4. 上場廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式が備えるべき基本的かつ重要な権利が著しく損なわれる状態となった上場会社が、6か月以内に当該状態を解消しない場合には、上場を廃止するものとします。 ・これに該当する場合としては、次のような場合が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ①ライツプラン（買収者以外の株主（すなわち一定の割合以上の株式を取得した者以外の者）であることを行使条件又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する仕組みの買収防衛策）のうち、行使価額が時価よりも大幅に低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくもの（実質的に買収防衛策発動時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておくような場合を除 	<ul style="list-style-type: none"> ・持株会社に該当する上場会社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当該上場会社以外の者に発行する場合で、その種類株式の発行が当該上場会社に対する買収の実現を困難にする方策であると認められる場合についても、当該上場会社自体によって拒否権付種類株式が発行されたものとして取扱うこととします。 ・既上場会社が新たに拒否権付種類株式を発行する場合については、既存の一般株主の利益が侵害されるおそれが大きいため、上場廃止基準の例外の適用は慎重に行いま

項 目	内 容	備 考
5. 定款変更に係る 適時開示	<p>く) の導入</p> <p>②デッドハンド型のライツプラン（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないライツプラン）の導入</p> <p>③拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行（会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、割当対象者の属性及び権利内容その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合を除く）</p> <p>・ 上場会社の業務執行を決定する機関が「定款の変更」を行うことを決定した場合に、その目的及び内容を開示しなければならないこととします。</p>	<p>す。</p> <p>・ 本店所在地の変更など、株主の基本的な権利内容の変更を伴わない内容のみの定款変更については、開示を要しないこととします。</p>

Ⅲ. 実施時期

平成18年5月上旬を目途に実施する。

以 上